

様式第49号 (第31条関係)

(表)

8.6cm

5.4cm

第 号

介護保険料徴収職員証

氏 名

課 名

有効期限

写 真

川越市長

印

(裏)

注 意

- 1 この証は、介護保険料の滞納処分のための質問、検査若しくは捜索又は介護保険料の滞納処分を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。